

令和5年第15回(9月) 上越市選挙管理委員会定例会

- 1 日 時 令和5年9月1日(金) 午前10時
- 2 場 所 上越市役所 木田第2庁舎 4階 401会議室
- 3 付議事項
 - 議案第43号 選挙人名簿の抹消について
 - 議案第44号 選挙人名簿の登録について
 - 議案第45号 各種請求を行うに必要な連署者数について
 - 議案第46号 在外選挙人名簿への登録について
 - 議案第47号 市民投票条例に基づく投票資格者名簿の抹消について
 - 議案第48号 市民投票条例に基づく投票資格者名簿の登録について
 - 議案第49号 市民投票の請求を行うに必要な投票資格を有する者の連署者数について
 - 議案第50号 上越市選挙管理委員会の手続に係る上越市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程の制定について
- 4 協議事項
 - 協議1 令和5年度明るい選挙啓発ポスター及び標語の審査等について
- 5 報告事項
 - 報告1 令和5年第5回(9月)上越市議会定例会の審議日程等について
 - 報告2 専決処分した内容について
- 6 その他
 - (1) 次回以降の選挙管理委員会開催等について

令和4年度 明るい選挙啓発標語コンクール 明推協会長賞

「ぼくたちの よりよいみらいをつくるため だいじな1ぴょう おねがいします」

吉川小学校3年 山岸 優向 さん

議案第 43 号 選挙人名簿の抹消について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条の規定により、次のとおり同条第 1 号の死亡者並びに同条第 2 号の転出者等を選挙人名簿から抹消する。

令和 5 年 9 月 1 日現在（単位：人）

区 分		男	女	計
令和 5 年 8 月 1 日 から 令和 5 年 8 月 31 日 までの間の	死亡者数 A	106	119	225
	転出者数 B	373	257	630
	職権消除者数 C	0	0	0
抹消者数 (A+B+C) D		479	376	855

議案第 44 号 選挙人名簿の登録について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 19 条第 2 項及び第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり選挙人名簿の登録を行う。

令和 5 年 9 月 1 日現在（単位：人）

区 分	男	女	計
前回定時登録日（令和 5 年 6 月 1 日） 現在の名簿登録者数 A	76,752	80,190	156,942
A 欄定時登録にかかる補正登録者数 B	0	0	0
前回定時登録から今回までの間の 選挙時登録における新規登録者数 C	0	0	0
C 欄選挙時登録にかかる補正登録者数 D	0	0	0
前回定時登録から今回までの間の 抹消者数 E	1,385	1,177	2,562
今回定時登録における新規登録者数 F	1,069	878	1,947
差引登録者数 (A+B+C+D-E+F) G	76,436	79,891	156,327

議案第 45 号 各種請求を行うに必要な連署者数について

令和 5 年 9 月 1 日現在の定時登録における選挙人名簿登録者数が確定したことにより、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）等に規定する各種請求を行うに必要な連署者数を次のとおりとする。

1	選挙人名簿登録者数	156,327 人
2	選挙権を有する者の総数	50 分の 1 の数 3,127 人
3	選挙権を有する者の総数	6 分の 1 の数 26,055 人
4	選挙権を有する者の総数	3 分の 1 の数 52,109 人

(9 月 1 日告示予定)

<参考>

請 求 別	根 拠 条 文	連署者数
条例の制定又は改廃請求	地方自治法第 74 条第 1 項	50 分の 1
監査請求	地方自治法第 75 条第 1 項	〃
合併協議会設置の請求	市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項	〃
合併協議会設置否決市町村に対する合併協議会設置についての投票請求	市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び第 5 条第 15 項	6 分の 1
議会の解散請求	地方自治法第 76 条第 1 項	3 分の 1
議員の解職請求	地方自治法第 80 条第 1 項	〃
首長の解職請求	地方自治法第 81 条第 1 項	〃
副市長等の解職請求（副市長、選挙管理委員、監査委員）	地方自治法第 86 条第 1 項	〃
教育長又は教育委員の解職請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項	〃

議案第 46 号 在外選挙人名簿への登録について

- 1 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 6 第 1 項の規定により、次の者を在外選挙人名簿に登録する。

氏名	生年月日	性別	登録種別 (登録日)	国名	登録申請日	備考
		女	最終住所地 (令和 5 年 9 月 1 日)			

<参考>

(単位：人)

区 分		男	女	計
前回（令和 5 年 2 月 1 日現在） の名簿登録者数	A	23	54	77
前回から今回までの間の 帰国者数及び職権消除者数	B	0 (0)	0 (0)	0 (0)
前回から今回までの間の 死亡者数	C	0	0	0
抹消者数計 (B+C)	D	0 (0)	0 (0)	0 (0)
前回から今回までの間の 名簿登録者数	E	0	1	1
令和 5 年 9 月 1 日現在の 名簿登録者数 (A-D+E)	F	23	55	78

注：表中「男」「女」「計」の()の数字は、内書きで職権消除者数

議案第 47 号 市民投票条例に基づく投票資格者名簿の抹消について

上越市市民投票条例施行規則（平成 21 年規則第 11 号）第 4 条の規定により、次のとおり同条第 1 号の死亡者、同条第 2 号の国籍喪失者及び永住外国人資格喪失者、同条第 3 号の転出者、同条第 4 号の在外選挙人名簿への登録者、同条第 5 号の登録されるべきでなかった者を投票資格者名簿から抹消する。

令和 5 年 9 月 1 日現在（単位：人）

区 分		男	女	計
令和 5 年 6 月 1 日 から 令和 5 年 8 月 31 日 までの間の	死亡者数 A	286 (1)	326 (0)	612 (1)
	国籍喪失者数 B	0	0	0
	永住外国人 資格喪失者数 C	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	転出者数 D	1,101 (1)	859 (8)	1,960 (9)
	在外選挙人 名簿登録者 E	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	職権消除者数 F	0 (0)	0 (0)	0 (0)
抹消者数 (A+B+C+D+E) G	1,387 (2)	1,185 (8)	2,572 (10)	

注：表中「男」「女」「計」の()の数字は、内書きで永住外国人の人数

議案第 48 号 市民投票条例に基づく投票資格者名簿の登録について

上越市市民投票条例（平成 21 年条例第 5 号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり投票資格者名簿の登録を行う。

令和 5 年 9 月 1 日現在（単位：人）

区 分	男	女	計
前回の登録日（令和 5 年 6 月 1 日） 現在の名簿登録者数 A	76,888 (136)	80,604 (414)	157,492 (550)
前回登録日から今回までの間の抹消者数 B	1,387 (2)	1,185 (8)	2,572 (10)
前回登録日から今回までの間の 補正登録者、職権回復者数 C	0 (0)	0 (0)	0 (0)
今回の新規登録者数 D	1,070 (1)	883 (5)	1,953 (6)
令和 5 年 9 月 1 日現在の名簿登録者数 (A-B+C+D) E	76,571 (135)	80,302 (411)	156,873 (546)

注：表中「男」「女」「計」の（ ）の数字は、内書きで永住外国人の人数

議案第 49 号 市民投票の請求を行うに必要な投票資格を有する者の連署者数について

令和 5 年 9 月 1 日現在の上越市市民投票条例（平成 21 年条例第 5 号）第 7 条第 1 項の規定による投票資格者名簿登録者数が確定したことにより、上越市自治基本条例（平成 20 年条例第 3 号）第 39 条第 2 項及び第 7 項に規定する市民投票の実施を請求するに必要な連署者数を次のとおりとする。

1	投票資格者名簿登録者数	156,873 人
2	投票資格を有する者の総数 50 分の 1 の数	3,138 人
3	投票資格を有する者の総数 4 分の 1 の数	39,219 人

(9 月 1 日告示予定)

<参考>

請 求 別	根 拠 条 文	連 署 者 数
市長に対して市民投票の実施を請求することができる総数	上越市自治基本条例第 39 条第 2 項	50 分の 1
市長が速やかに市民投票を実施しなければならない総数	上越市自治基本条例第 39 条第 7 項	4 分の 1

議案第 50 号 上越市選挙管理委員会の手続に係る上越市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程の制定について

上越市選挙管理委員会の手続に係る上越市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程を次のように制定する。

- 1 制定理由 上越市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例が制定されることに伴い、その他の執行機関の一つとして選挙管理委員会が含まれることから、当該規程を制定するもの
- 2 施行期日 令和 5 年 10 月 1 日
- 3 規 程 案 別紙 1 のとおり

(9 月 27 日公布予定)

協議 1 令和 5 年度明るい選挙啓発ポスター及び標語の審査等について

上越市明るい選挙推進協議会と共催で募集中の明るい選挙啓発ポスター及び標語について、次のとおり同協議会と応募作品の審査等の実施を調整してよいか協議する。

- 1 審査日時 令和 5 年 9 月 19 日（火）午後 2 時から
- 2 会 場 春日謙信交流館 集会室 1・2
- 3 内 容 明るい選挙啓発ポスター及び標語の応募作品審査
- 4 審査要領 別紙 2 のとおり
 - ※ 前年度からの主な変更点（ポスター・標語共通）
 - ・ 最高点作品の賞を変更
明推協会長賞 → 選管委員長賞
 - ・ 次点作品の賞を変更
選管委員長賞 → 明推協会長賞
- 5 表彰式 選挙管理委員及び明るい選挙推進協議会委員が同席のもと開催する。
開催時期は令和 5 年 12 月 23 日（土）の予定（県の優秀作品があった場合は、あわせて表彰する）

<参考>

ポスター作成の集い 会 場（開催日）	参加者 （児童・生徒）	保護者	主催者側	計
ユートピアくびき希望館（8/4）	6 人	3 人	10 人	19 人
板倉コミュニティプラザ（8/4）	11 人	1 人	11 人	23 人
市民プラザ（8/7）	11 人	7 人	9 人	27 人
浦川原コミュニティプラザ（8/8）	8 人	1 人	11 人	20 人
合 計	36 人	12 人	41 人	89 人

報告 1 令和 5 年第 5 回（9 月）上越市議会定例会の審議日程等について

本定例会の審議日程について、次のとおり報告する。

1 審議日程

別紙 3 のとおり

2 関係案件

- ・令和 4 年度上越市一般会計歳入歳出決算認定について

報告 2 専決処分した内容について

上越市選挙管理委員会専決規程（平成 24 年上越市選挙管理委員会規程第 2 号）第 2 条第 6 号の規定により専決処分した内容について、上越市選挙管理委員会規程（昭和 46 年上越市選挙管理委員会規程第 1 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり報告する。

1 告 示

告示番号	告 示 日	件 名
39	令和5年8月24日	令和 5 年第 15 回（9 月）上越市選挙管理委員会定例会の開催について